

秋田市医師会立秋田看護学校防災管理に関する規程

秋田市医師会立秋田看護学校防火管理に関する規程の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 防火管理者（第6条－第11条）

第3章 防火担当責任者及び火元責任者の任務（第12条・第13条）

第4章 自衛消防隊（第14条・第15条）

第5章 地震発生時の対処方針等（第16条－第19条）

第6章 防災訓練等の実施（第20条・第21条）

第7章 補則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、火災等の災害の予防及び人命の安全対策を講ずるとともに、発生した災害による被害を最少限にとどめるため、防火対象物である秋田市医師会立秋田看護学校（以下「学校」という。）における防火管理業務について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防火対象物 多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する建築物であつて、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第1条の2第3項に規定するもの（学校は別表第1の(7)に該当）をいう。
- (2) 管理権限者 防火対象物について正当な管理権を有し、当該防火対象物の管理行為を法律、契約又は慣習上当然行うべき者（学校にあつては学校長）をいう。
- (3) 防火管理者 消防法第8条第1項の規定に基づき、消防法施行令で定める資格を有する者のうちから管理権限者が選任した者をいう。
- (4) 防火担当責任者 防火管理者の業務を補佐し、学校の各階層ごとに

置かれ、日常の火災予防及び地震時の出火防止を行う責任を有する者であって、別表1に定めるものをいう。

(5) 火元責任者 防火担当責任者の業務を補佐し、教室、講堂、看護実習室、在宅看護実習室、教員室、事務室その他壁により仕切られた空間（以下「教室等」という。）における日常の火災予防及び地震発生時の出火防止の業務を行う責任を有する者であって、別表1に定めるものをいう。

(6) 自衛消防組織 消防法第8条の2の5の規定に基づき、火災及び地震等の災害発生時に初期活動及び応急対策を円滑に行い、防火対象物の利用者の安全を確保するために設置する組織をいう。

（防火管理者等の相互協力及び連携）

第3条 防火管理者、防火担当責任者、火元責任者その他学校に勤務する教職員は、相互に協力し、及び連携し合いながら火災予防、地震発生時の出火防止その他人命の安全確保に努めるものとする。

（消防計画の適用範囲）

第4条 秋田市医師会立秋田看護学校消防計画（以下「消防計画」という。）は、学校に出入りする全ての者に適用するものとする。

（火災予防上の遵守事項）

第5条 日常における火災を予防し、及び火災発生時の避難を容易にするため、学校内に出入りする全ての者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 火気使用設備器具は、使用前及び使用後は必ず点検し、安全を確認すること。

(2) 火気使用設備器具の周囲は、常に整理し、消火用水又は消火器を用意しておくこと。

(3) 学校内には、危険物類、引火性物品等を許可なく持ち込まないこと。

(4) 移動式ストーブは、必ず定められた場所で使用すること。

(5) 避難口、廊下、階段等には、避難上障害となる物品を置かないこと。

(6) 廊下及び階段は、避難時につまずき、滑り等を生じさせないように維持しておくこと。

第2章 防火管理者

(防火管理者の権限及び任務)

第6条 防火管理者は、防火管理についての一切の権限を有し、次の任務を遂行するものとする。

- (1) 消防計画の検討及び立案
- (2) 消火、通報避難並びに訓練の実施及び指導
- (3) 建築物、火気を使用する設備器具（以下「火気使用設備器具」という。）並びに電気設備等の検査及び不備・欠陥箇所の改修
- (4) 消防用設備等の点検及び整備
- (5) 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督
- (6) 建築物の増改築、修繕又は模様替え等の工事への立会い若しくは監督
- (7) 在学生及び教職員に対する防災教育の実施及び指導
- (8) 管理権限者に対する防火管理に関する助言及び報告
- (9) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、次の事項について事前若しくは事後に所轄の消防署長（以下「消防署長」という。）へ報告、届出又は連絡を行うものとする。

- (1) 消防計画の策定及び変更
- (2) 建築物の増改築及び諸設備の設置並びにこれらの変更
- (3) 次条第2項に規定する消防用設備等の点検及び検査の結果
- (4) 消防用設備等の点検及び火災予防上必要な検査時の指導要請
- (5) 防火教育、訓練時の指導要請及び自衛消防訓練の実施
- (6) 学生等収容人員の増減に関する報告
- (7) 前各号に掲げるもののほか、消防関係法令に基づく各種届出及び防火管理について必要な事項

3 防火管理者は、火災警報発令下又は火災発生の危険若しくは人命の安全上危険が認められる場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 火気使用の制限及び禁止
- (2) 火気を使用しての授業の中止命令
- (3) 前2号に掲げるもののほか、火災予防上必要な事項の周知徹底

(消防用設備等の点検等)

第7条 消防用設備等の自主点検及び検査（以下この条において「消防用設備等の点検等」という。）については、有資格者に依頼し、年1回以上これを実施するものとする。

2 防火管理者は、消防用設備等の点検等の結果をまとめ、学校長に報告するとともに、3年に1回消防署長に報告するものとする。

3 消防用設備等の点検等の結果は、設備点検等報告書に記録し保管するものとする。

(不備又は欠陥の改修)

第8条 防火管理者は、建築物、消防用設備等に不備又は欠陥があると認めたときは、その改修計画を立案し、学校長に報告するとともに、必要な指示を得てその改修の促進を図るものとする。

(避難経路図の作成等)

第9条 防火管理者は、避難経路図（消火器等の配置を含む。別図1）を作成し、学生及び教職員等に対し周知・徹底をさせるものとする。

(避難場所)

第10条 防火管理者は、学生及び学生等の安全を確保するため、災害の規模に応じて次の避難場所から適切な場所を選んで避難させるものとする。

(1) 第1次避難場所 学校周辺駐車場等

(2) 第2次避難場所 秋田市福祉公園

(3) 第3次避難場所 秋田市八橋総合運動公園丘陵地

(防火管理者への連絡事項)

第11条 次の事項を行おうとする者は、事前に防火管理者に連絡し、承認を得るものとする。

(1) 教室等の一部を変更して使用するとき。

(2) 教室等において火気使用設備器具の増設及び移動を行うとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、防火管理上必要と認める事項

第3章 防火担当責任者及び火元責任者の任務

(防火担当責任者の任務)

第12条 防火担当責任者は、次の任務を自主的に遂行するものとする。

- (1) 電気設備器具の安全確認
- (2) 消防用設備等の外観上の確認
- (3) 避難設備器具の管理
- (4) 地震時の出火防止措置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な事項
(火元責任者の任務)

第13条 火元責任者は、自身が担当する教室等を日常的に巡回し、次の任務を遂行するものとする。この場合において、異常等を認めたときは、必要に応じて直ちに対処するとともに、防火担当責任者にその内容を報告するものとする。

- (1) 学校内の施設物の倒壊及び落下の有無
- (2) 学校における棚、ロッカー、ガラス窓等の転倒又は落下の有無
- (3) 火気使用設備器具等の転倒の有無
- (4) 教材等の転倒又は落下の有無
- (5) 危険物、化学薬品等の転倒又は落下の有無

第4章 自衛消防隊

(自衛消防隊の設置等)

第14条 火災等の災害が発生した場合において、その被害を最少限にとどめるため、自衛消防組織として本校に自衛消防隊を置く。

2 前項の自衛消防隊は、専任副学校長の職にある者を長（以下「自衛消防隊長」という。）とし、別表2に規定する係名に従って隊員を毎年度4月当初に任命するものとする。

(自衛消防隊長の権限及び任務等)

第15条 自衛消防隊長は、自衛消防活動における一切の権限を有し、次の任務を遂行するものとする。

- (1) 隊員及び学生全員の避難状況の把握（緊急メール等による。）
- (2) 各種災害の状況を判断して行う自衛消防活動上必要な指揮及び命令
(別図2の緊急連絡網による教職員の招集を含む。)
- (3) 自衛消防隊員に対する情報の提供
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自衛消防活動上必要な事項

2 自衛消防隊長が不在の場合は、専任副学校長補佐がこれを代行する。

第5章 地震発生時の対処方針等

(平日の日中地震が発生した場合における対処方針)

第16条 平日の日中に地震が発生した場合においては、防火管理者、防火担当責任者又は火元責任者は、学校内の学生及び教職員等の安全を確認するとともに、建築物、火気使用設備器具及び消防設備等の点検を実施し、異常が認められる場合は、安全措置を講じなければならない。

2 防火管理者、防火担当責任者又は火元責任者は、二次災害の発生を防止するため、ガス、電気設備器具及び危険物を使用する施設については、全ての設備及び器具の安全性等を慎重に確認するものとする。

3 前2項の規定により、建築物、火気使用設備器具及び消防設備等の点検を行、安全措置を講じ、又は設備及び器具の安全性等を確認した者は、速やかに自衛消防隊長に報告するものとする。

4 自衛消防隊長は、前項に規定する報告を受けた場合において、被害状況に応じて必要があると認めたときは、速やかに管理権限者に報告するものとする。

5 臨地実習中に地震が発生した場合における対処方針については、臨地実習要領で定めるものとする。

(教職員等の行動規範)

第17条 平日の日中に地震が発生した場合における教職員及び学生の行動は、次によるものとする。

(1) 勤務又は授業中の場合は、全員が自身の机の下等に潜って落下物等から身の安全を確保するとともに、教職員は、火気使用器具の始末を行い、出入口を確認すること。

(2) 休憩中の場合は、全員が自身の机の下等に潜り、又はその場所で身を伏せ、校内放送等による指示を受けること。

(3) 学校外への避難開始は、原則として自衛消防隊長からの指示により行い、勝手な行動はとらないこと。

(4) 避難誘導係員は、避難開始の指示があった場合は、学生の混乱を防止し、避難経路に従い、第1次避難場所へ誘導すること。

(5) 第2次避難場所又は第3次避難場所への避難開始は、防災機関からの避難命令若しくは自衛消防隊長の状況判断により行うこと。

(6) 避難は、全員徒歩により隊列を組んで整然と行き、避難場所に到着後直ちに点呼を行って全員の安全を確認すること。

(7) 学生を帰宅させる場合は、その地域の被害状況を確認し、安全を確認した上で行うこと。

(夜間又は休日に地震が発生した場合における対処方針)

第18条 夜間又は休日に地震が発生した場合においては、次の各号に掲げる地震規模に応じて当該各号に定める教職員が直ちに出勤し、火災の発生、ガス若しくは水の漏れ、壁の破損又は落下物の有無等を確認し、必要に応じて自衛消防隊長又は防火管理者（防火管理者が選任されていない場合は事務長。以下この条において同じ。）が管理権限者に対し被害状況等の報告を行うものとする。

(1) 震度4の場合 自衛消防隊長及び防火管理者

(2) 震度5の場合 自衛消防隊長、防火管理者及び防火担当責任者

(3) 震度6以上の場合 全員

2 自衛消防隊長は、前項第2号に該当する場合において、被害が発生し必要があると認めるときは、緊急連絡網又は緊急メールにより教職員を臨時に招集することができる。

3 前項の緊急連絡網については、年度当初その他人事異動の都度、当該職名をもとに教職員の氏名及び連絡先を記載したものを別途作成し、これを適正に管理するものとする。

4 自衛消防隊長又は防火管理者は、第1項各号に規定する地震が発生したときは、管理権限者に対し、速やかにその状況報告を行うものとする。

(緊急メールによる安否確認)

第19条 夜間又は休日に発生した地震の規模が大きく、かつ、相当程度の物的又は人的被害が予見されるときは、専任副学校長は、緊急メールにより学生の安否確認を行わなければならない。

第6章 防災訓練等の実施

(防災訓練の実施)

第20条 防火管理者は、自衛消防隊と連携し、次の各種訓練を行うものとする。

- (1) 総合訓練
- (2) 通報連絡訓練
- (3) 消火訓練
- (4) 避難訓練
- (5) 震災訓練

(防災教育の実施)

第21条 防火管理者は、学生及び教職員に対し次により防災教育を行い、防災管理の徹底を図るものとする。

- (1) 消防計画の周知徹底に関すること。
- (2) 学生の人命の安全対策に関すること。
- (3) 建築物からの避難誘導に関すること。
- (4) 火災予防上の遵守事項に関すること。
- (5) 震災対策に関すること。
- (6) 防災訓練に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、災害防止上必要な事項に関すること。

第7章 補則

(委任)

第22条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程施行の際現に自衛消防組織隊員の係員等に選任されている者については、令和3年度の選任が行われるまでの間、改正後の秋田市医師会立秋田看護学校防災管理に関する規程の関係規定に基づき選任されているものとみなす。

附 則

この規程は、学校長の決裁があった日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、学校長の決裁があった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。